

長洲町教育委員会会議録

会議録	平成30年度 第11回 長洲町教育委員会会議		
招集年月日	平成30年11月29日(木) 午前9時30分		
招集場所	長洲町役場 3階 小会議室		
出席者	委員会	教育長 戸越政幸、教育長職務代理者 坂本裕文、 田中伏美委員、隈部寿命委員、徳田美津子委員	
	事務局	学校教育課	学校教育課長 松林智之
		生涯学習課	生涯学習課長 藤井 司
欠席者	なし		
職務説明責任者	松林 学校教育課長		
会議録作成者	松林 学校教育課長を指名		

日程番号	事件番号	事 件 内 容
第 1		議事日程について
第 2		会議録署名委員の指名について
第 3	協議第 7号	長洲町学校運営協議会規則の新規制定について (学校教育課)
第 4	協議第 8号	長洲町地域教育コーディネーター育成・活用事業実施要綱の一部改正について (生涯学習課)
第 5	報告第25号	ながす未来館の指定管理者(第Ⅱ期)候補者決定について (生涯学習課)
第 6	報告第26号	平成30年11月校長会について(学校教育課)
第 7	報告第27号	生徒指導について【非公開】 (学校教育課)

開会（午前9時30分）

（事務局）

皆さまおはようございます。ただいまから、第11回長洲町教育委員会議を開催いたします。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第1項に基づき、会議の議事進行を教育長にお願いします。

（戸越 教育長）

はい、皆さまおはようございます。本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議が成立することを報告します。

あらかじめ、お諮りします会議の議題は、事前に通知したとおりでよろしいでしょうか。なお、日程番号の第7、報告第27号につきましては、個人情報が含まれる案件ですので、非公開としますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

（戸越 教育長）

日程番号第1、議事日程について、本日1日間とします。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

（戸越 教育長）

日程番号第2、会議録署名委員の指名について、徳田委員を指名します。

（徳田 委員）

はい、お受けいたします。

（戸越 教育長）

日程番号第3、協議第7号について、事務局から説明をお願いします。

（協議第7号 学校教育課長説明）

（戸越 教育長）

説明していただきましたが、質問意見をお願いします。

（隈部 委員）

従来の評価委員会はなくなってこちらに変更になるということですね。

（松林 学校教育課長）

はい、そうです。

（隈部 委員）

13ページのメンバーの話で、校長の推薦によって教育委員が任命すると、これは校長の推薦がないとなれないということ。

（松林 学校教育課長）

基本的には運営協議会というのは学校主体になるので、学校や校長先生をよく理解されている地域の方と考えていますので、校長先生の同意というか推薦という形でそれに応じて委員会が任命することにしております。

（隈部 委員）

それは国がそういうことをいっているのか。長洲町としてはこうしたいという考えな

のか。

(松林 学校教育課長)

国ではなく長洲町の考え方です。

(隈部 委員)

教育委員会としては、校長先生の意図にあってない人も是非この人の斬新な意見を取り入れた方がいいだろうと考えたなら、校長の推薦にかかわらず入れてもいいようにはできないか。なぜ校長の推薦が必要なのか。

(松林 学校教育課長)

括弧書きにあるように第三者的な立場から学校運営を批判するような方ではなくて、学校に対して一定の理解を有した方、学校を応援する存在として校長先生の良き理解者として建設的な意見を述べる方、自覚と責任がある方だと考えています。校長先生と、委員会と、委員の方の意見の食い違いがあると、組織として分裂し運営に支障をきたさないか、という懸念があります。

(隈部 委員)

校長先生の意向に沿ってない人もちゃんと入れて、子供たちの育成はこうしないといけないとか、きちんと言える人は必要ではないか。

(戸越 教育長)

第7条の括弧書きのところの「委員は、公正性、公平性、中立性の確保」これは非常に大事なものであって、この三点からすると校長と意見が食い違ったりとかそういうことも出てくるのではないか。

(松林 学校教育課長)

今回は協議案で出していますで、委員さんに意見をいただいて、それを受けてまた正式に議案として、お諮りします。

(田中 委員)

校長や教頭が変わっても不変的に続いていくものなので、校長の推薦という文言はいらぬのではと思う。

(松林 学校教育課長)

一つはあくまで学校は校長先生に運営責任があるというのがありまして、その学校の応援団を作るという意味でも、校長先生の推薦により、教育委員会が任命する方がやりやすいのではないか、というところがあります。

(隈部 委員)

気持ちはわかるけど、あえて入れなくてもいいのではないか。ほんとに子供のために正しいことを正しいと言える人じゃないと、校長先生の顔色をうかがって、あの人が推薦してくれたから答えないと、みたいにならないでほしい。

(松林 学校教育課長)

今選ばれている方の中には、そういう方もおられます。

(隈部 委員)

そういった方ばかりだと思うので、あえてここで校長先生が推薦しないといけないという縛りにもなるし、「校長先生に従順になります」みたいな感じに取られる。

(松林 学校教育課長)

学校の応援団として委員に就任してもらおうので。

(隈部 委員)

なる人は学校のためにと思っているのです。

(松林 学校教育課長)

地域の方のいろんな発言があつて然るべきと思います。それぞれ立場もある方が委員になられるので、その方が理解して適切な判断ができないと厳しいのではないかと思います。

(藤井 生涯学習課長)

単に教育委員会任せにせずに、学校からそういう人をあげてください、学校が人材を見てください。という意味にとらえられる。地域との関係性があればわかるので、地域からそういう方を見つけていくというやり方だと思います。

(隈部 委員)

教育委員会は学校と地域と話し合いながらやっていくので、教育委員会はただ待つて校長の推薦に基づいてやるとか、そういう教育委員会ではないだろう。

(松林 学校教育課長)

第6号にあるように、その他教育委員会が適当と認めるもの。というのは教育委員会からも出しても可能です。学校現場に精通している方が望ましいというのがありまして、校長の判断も必要ではないかと思います。

手続き上、校長が推薦しないと任命ができないようになっているからですね。最終的には教育委員会が任命するので。「推薦」という強い言葉ではなく「理解の上で」とかに変えてとか任命するまでの過程をもう一度考えたいと思う。

(隈部 委員)

校長というこだわりはある。

(松林 学校教育課長)

学校運営にかかわることですから、責任が生じてきますので。修正案を次回までに、お示ししたいと思います。

(田中 委員)

コミュニティ・スクールの熊本県版から全国版になることを目玉として教職員の任用に関して言っていた時期があるが、そこはどうなったのか。いろいろわかったうえでこれを見ると問題ないが、5年程前からコミュニティ・スクールのことを聞いている保護者などは必ず教職員の任用に関しては言われるが。

(松林 学校教育課長)

第4条ですね。全国的に意見がないわけではないようですが、例えば、「子供たちの体力が落ちているから、もう少し専門性の高い体育の教員の配置ができないか」などの前向きな意見などが出ているようです。

(坂本 職務代理者)

今までの熊本県版と全国版の根本的な違いは、予算とか人事に関する意見が述べられるというのが大きな違いだったですね。予算に関する建設的な意見の下での要望とか。人事に関する建設的な意見を出していくというのを、理解しておく必要がある。

(松林 学校教育課長)

委員の方には、役割と責任があります。第3条の基本的な方針の承認、第4条の意見の申出、あとは委員さんの報酬、費弁、予算に関することがあります。現在の推進委員の方には会議の謝金は出しています。

(限部 委員)

どこかに視察に行ってなどの活動の予算はない。

(松林 学校教育課長)

今のところ考えているのは、協議会立ち上げ初年度に視察を1回したいというところで財政計画書を立てています。

(限部 委員)

会長が議長を務めるのは普通なのか。私たちの考えでは会長が議長になると、会長は何も発言できない。会長はどう思うか聞きたくても議長の立場では発言できないとなってしまう。すべての会議で議長は会長を務めるとなっているが、変えた方がいいのでは。

議長は事務局がやるべきではないか。

(松林 学校教育課長)

毎回、委員さんの中で議長を決めるというやり方もあります。

(限部 委員)

事務局がやるべきだと思う。

(松林 学校教育課長)

進行は事務局がしますが、決定事項をするときに支障がでます。

(戸越 教育長)

議会方式みたいな感じ。採決を取るときに最後は議長が決めるという。そういう案件とは違うのではないか。会長も会議の一員として意見を述べたりするのが協議会。事務局が議長をしてもあくまで進行役としての議長ということになっていけばいいのでは。

(松林 学校教育課長)

何かの案件をもってきて協議して議決するという協議会ではなくて、みんなが意見を出し合ったのをまとめるという形ならば大丈夫だと思いますが。承認決定事項があるので、その際は必要になってきます。話し合う場ならみんなでぎくばらんにということでいいかもしれませんが、採決が必要な会議については委員の中からどなたかが議長に立ってというのが必要です。そういう会議を想定していますので、決定する事項に関しては最終的に会長が決するところとなっているので。それ以外の協議、打ち合わせなどは会長も発言できます。

(限部 委員)

運用方法をもう少し考えてもらえば、これはこれでいいかもしれないけど。

(戸越 教育長)

他にありませんか

(田中 委員)

庶務は対象学校において処理するとあるが、来年度からやるのか。

(松林 学校教育課長)

運営協議会に係る庶務は、当然こちらがやるべき事務もあるので。その部分はこちらでやります。

(戸越 教育長)

他にありませんか。

(田中 委員)

評価委員会がこっちになるので今までの評価委員会の項目は各学校それぞれだった。

それが運営協議会になったら内容は変わるのか。今まで学校評価は生徒、教員、保護者という形でアンケートを取ってそれを集約して足りない部分を改善する方法を考えていた。保護者としてはそれで学校でどのような教育が行われているかの啓発の部分がかなりあった。

回数が減ったりすると他に補う部分があるのか、ということを経理先生に話していただきたい。長洲中も清里小も学校評価はこれを見据えて減らしていた。今年度、急になくなったりしているので、年度の最後に年に1回、したという説明は聞いた。その途中で保護者に対して啓発とか周知するような別の方法を考えてほしい。

(松林 学校教育課長)

現在は3回評価委員の予算を組んでいます。評価してもらうための報酬を予算措置しています。学校によってはそれ以上にされているところもあります。熊本県版とかを兼ねてされている学校もあります。学校運営協議会を立ち上げる中で、回数、評価の対象をどこまでにするか、それぞれの学校で決めてもらうのが一番いいのではと思っています。

(隈部 委員)

今までのやり方を残したら、予算的にはきつくなるのか。

(松林 学校教育課長)

学校評価委員の予算はなくしたいと考えているので。協議会の中でも評価は継続してやっていきます。

(隈部 委員)

コミュニティ・スクールとしての評価というのがあるので、先生がどうか子供たちの姿勢がどうかの評価でなく、コミュニティ・スクールとしての評価なので。

(松林 学校教育課長)

学校運営協議会の活動も評価の項目として入れますので、当然、学校運営も評価の項目に含まれてきます。

(徳田 委員)

今までの評価委員会と似たような評価プラス運営協議会としての主体性の評価を持つということ。

(隈部 委員)

コミュニティ・スクールの委員は今までやっていた評価もしなくてはいけないということ。

(松林 学校教育課長)

現在の評価委員の方で運営協議会の委員にもなられる方は、本来、今までやっていた学校運営の評価と新たに運営協議会の評価をしていただくこととなります。

(隈部 委員)

今まで評価委員会でやっていた評価もその人たちがやるということ。そのための作業

量もふえるということ。

(松林 学校教育課長)

そうなりますが、現状では、評価委員の方がコミュニティの委員をされている方と同一の方ですので、効率性のために、集約したいと考えています。

(坂本 職務代理者)

評価したものをまとめたり、提案したりするのは評価委員会がするのか。

(松林 学校教育課長)

庶務は学校なので基本的には学校の先生方になります。

(田中 委員)

清里と長洲は来年からこれになるので共通理解をしておかないといけない。前のがなくなったりとか、別のものになったと捉えられかねない。

(坂本 職務代理者)

今までは学校教育目標に沿った評価をしていたが、コミュニティ・スクール目標の内容も入れないといけない。それを評価する学校職員は学校だけの評価をするのか、コミュニティ・スクールも含めて評価するのか、子供たちは自己評価をしていたが、それをどう評価するのか、保護者は。評価の在り方、内容が難しい。3月までに次の年の評価の内容も決めてしまうのでそれまでに示していかないと作れない。

(田中 委員)

4月1日からの任命ですぐ会議を開いて、計画の承認をもらわないといけないですよ。

(松林 学校教育課長)

校長先生が変わることを想定しないといけませんので、少し時間が必要だと思っています。

(坂本 職務代理者)

年度当初に校長先生ができないときは仮にということで先生で共通理解をしておく必要がある。

(戸越 教育長)

大きな目標と校内の組織はですね。詳細についてはそのあと決める。新しく赴任されてきた校長先生は少し大変だけど、従来おられた先生方は1月から3月まで1年間の歩みを踏まえて来年度の計画を立てる。3月には出来上がっている。

新しく来られた方には引継ぎをしている。先生にも新しい発想を入れてもらう。そんなにゼロからのスタートではないので、評価項目は学校の狙いが出てくるので、それに見合った項目を作っていかななくてはならない。

(松林 学校教育課長)

校長会でも同じような内容の説明をしています。協議してもらって意見が出たらそれを持ち帰ってもらって検討する。次回以降、規則、制度について協議をして最終的に議案として議決をもらうようにします。次回でもお気づきの点があったら出していただきたいと思います。

(戸越 教育長)

他にありませんか。なければ次に移ります。

(戸越 教育長)

日程番号第 4、協議第 8 号について、事務局から説明をお願いします。

(協議第 8 号 生涯学習課長説明)

(戸越 教育長)

今の件につきましてご質問、ご意見等ありましたら、よろしくをお願いします。

(隈部 委員)

社会教育法の改正はどのような意図で改正されたか。何が改正されたのかというのを受けて、その趣旨は何かというのを受けて、こう改正されました。と言ってもらいたい。それと、今までは学校を支援するというものが、学校と地域が連携するのを支援するということなのか。はっきり示してもらわないと、よくわからない。

(生涯学習課 藤井課長)

先ほどこ一方の支援が、双方向の活動の支援ということで、そのイメージ図があるので、それで説明します。

(生涯学習課 藤井課長)

今までは学校を支援していたけれど、これからは学校が地域を支援するための連絡調整などをコーディネーターが行います。例えば地域が祭りの実行委員会や当日の運営に子供たちを入れてほしいと要望が出たら、学校に話をコーディネートします。連絡調整を取ります。

(田中 委員)

たぶん、今までと同じような形でもできていた。例えば駅ボラで地域に活躍していたのはどうなのか。

(生涯学習課 藤井課長)

今年の 3 月の社会教育法の改正で初めてこの「地域学校協働本部」という言葉が出てきました。それに伴って「推進員」という言葉も初めて出てきて、法的根拠が初めてできました。今までは法で決まっていたのではありませんで、事業の要綱のところを決まっていたが、社会教育法の法よっての改正になります。

(隈部 委員)

中身はあまり変わらないけど。

(藤井 生涯学習課長)

よりそれを法で明確にした、ということです。今まで清里でやっていた駅の清掃もある意味進んでいたということで、それを一緒にやりましょうということを法で決まったものです。

(田中 委員)

コーディネーターの方は今までは学校からの依頼があって動いていたが、今後はこちらから提案したり、要請したりが増えてくるということ。

(藤井 生涯学習課長)

例えば、子供たちの活躍の場があったりとか、子供たちを必要とする場があった場合、是非、学校からも参加していただけないかということです。

(徳田 委員)

コーディネーターの意見が通りやすくなったということ。現場や学校の意見をオープンにすることができることは利点だと思う。

(隈部 委員)

地域のことも意思置きをきちんとしなさいということ。コーディネーターの質が変わるということを明記しないとわかりにくい。

(徳田 委員)

法的根拠が明確になったということを書かれた方がいいのでは。ぼんやりしている。

(藤井 生涯学習課長)

これには改正の書き方上こういう書き方になりますけど、説明の中で資料をきちんと準備していなかったのが、捕捉資料を準備するべきでした。すみません。

(坂本 職務代理者)

これは学校にもきちんと理解してもらわないと、学校は出せない。変わったということを学校にも意識してもらわないと。負担感が増えたと思われる。

(藤井 生涯学習課長)

先生の負担にならないようにコーディネーターが調整をすることができるようになっていきます。そのあたりで、推進員になったので役割が色濃くなっています。

(戸越 教育長)

元々は地域の子供たちで、平日学校教育が終わったら、当然地域に帰ってくる。地域にいるときは地域の中の一人でしょ。どう使おうと学校に許可を得なくても参加できる。説明を聞いていると、学校が取り囲んでしまって地域の活動には学校の許可をもらわないと出れないというようなニュアンスが取れるんですよ。

(藤井 生涯学習課長)

そこは学校にも理解してもらいたいです。子供たちが地域で活躍の場があって実際活動しておりますし。

(戸越 教育長)

それなら、周知でいいのでは。コーディネートとかの話ではないと思うが。

(藤井 生涯学習課長)

地域活動はしますが学校教育活動の中でも連携協働が必要でして、学校と連携協働していくのが今回の狙いですので、そのために、日頃からの情報共有が必要になってきます。

(隈部 委員)

それはコミュニティ・スクールという新しい枠組みを作ってそこでやっ行ってこうという方向なので。

(藤井 生涯学習課長)

当然、学校運営協議会と連携することも必要です。

(隈部 委員)

また次に問題が出てくる。その二つの関係性はどうか、となる。

(藤井 生涯学習課長)

学校運営協議会はまた別に法的根拠がありまして、推進員もそこに入ることとなります。

(隈部 委員)

そこは誰も分かっていない。国が示す事業を長洲としてはどう解釈していくのか。は

つきりしないと。

(松林 学校教育課長)

コミュニティ・スクールも国では学校教育が推進する事業で、地域協働活動も国は生涯学習が推進する事業として、別々に法的根拠があるため、集約ができないのでそうなっています。

(藤井 生涯学習課長)

国の事業ができた時期もありますが、形を最終的につなげていかないといけない状況に苦労している部分です。

(田中 委員)

都会の、地域とあまり関わりがないようなための制度であって、長洲に持ってきても何をしたらいいのかとなる。

(徳田 委員)

国に合わせて体制づくりの段階みたいで、細かいところは地域で考えてという判断でしょうけど。

(藤井 生涯学習課長)

体制を作らないと国も補助を出さないというのがありますので。その縛りの中で長洲にあった体制づくりをしなくてはいけません、そのあとの運用面では長洲町に合ったやり方をしていくのですが。

(田中 委員)

せめて、コーディネーターさんがわかりやすくなればと思う。

(藤井 生涯学習課長)

これは平成31年4月1日からの施行になります。

(戸越 教育長)

学校から推進員にお願いして、地域の人を活用していた事業、学校から地域の人に対しての要望していた事業。他にもいくつかありますよね。それと、地域が求める子供たちが参画してほしい地域の事業がどのようなものがあるかを洗い出さないといけない。

これは必然的にこの事業に当てはまるというのがあるはずなので、こういうのはこういう事業の中のいい事例ですよ。また新しく子供たちに参加してほしいというのを、学校とコーディネーターが入って、子供たちとコーディネーターだけでできるので先生たちはいいですよ。知っておいていただくことでいいですよというのを説明しないと、私たちでもわからない。新しい国の事業の項目というのは。この項目とこの項目の違いとか。

(藤井 生涯学習課長)

これからわかりやすい資料を作りまして、新年度に向けて準備を進めます。

(戸越 教育長)

具体的な活動例を入れておくとわかりやすい。学校の負担はないですよ、というようなものがあると思う。

(田中 委員)

例えば、町民体育祭なんかは先生が連れていかれているが、そういうのもコーディネーターが受け持つようになるって、先生の負担が減るということですか。

(坂本 職務代理者)

学校の先生は募るだけでいい。

(隈部 委員)

コーディネーターの活動範囲が広がるということなので、単価の 820 円は変わらないでいいのか。広げるならそれなりの対価は必要では。

(松林 学校教育課長)

県の補助単価の上限は、1,480 円となっています。この際に引き上げるかどうかです。

(藤井 生涯学習課長)

町雇いの臨時職員、非常勤職員などの単価と比較してということになりますが、現在のところでは、据え置きでお願いできないかと考えています。

(戸越 教育長)

質問、意見等ありましたので、再度持ち帰って頂いて次回にもう一度ということで。他にありませんか。なければ次に行きます。

日程番号第 5、報告第 25 号について、事務局から説明をお願いします。

(報告第 25 号 生涯学習課長説明)

(戸越 教育長)

この件につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(徳田 委員)

この株式会社 舞台風とはどういう会社なのか。

(藤井 生涯学習課長)

これまで 1 期目の指定管理は舞台風さんと株式会社サンアメニティーさんの共同で運営をされて指定管理をされてきました。今回はこれまでの経験等を積まれて 1 社での応募をされていまして、みやま市のホールの事業委託を受けられて、同じような施設に携わっています。

(藤井 生涯学習課長)

未来館が直営のころから舞台施設の管理委託は舞台風さんをお願いしていました。

(戸越 教育長)

他にありませんか。

(隈部 委員)

評価者の点数だけで中身がよくわからない。特に今回、図書館が入ったので図書館についての運用とかはあったのか。

(藤井 生涯学習課長)

新規の提案として図書館祭りというのを提案されております。それとシルバー読書会の開催、小学校新 1 年生への図書館の利用者カードのプレゼントなどで、新一年生全員の図書館の利用者カードを作って配布したいということです。ただ、個人情報のやり取りとか今後考えていく必要があります。現在のところ、そういう事業をやりたいということでございます。

(松林 学校教育課長)

小学生になったら積極的に利用してくださいという PR も含めてだと思えます。

(戸越 教育長)

それでは他にありませんか。なければこの件につきましては、終わります。

日程番号第 6、報告第 26 号について、事務局から説明をお願いします。

(報告第 26 号 学校教育課長説明)

(田中 委員)

町長講話は何人ぐらい出席したのか。

(松林 学校教育課長)

先生方で 30 人ぐらいです。あとは町の職員が 20 人程でした。夜なので教育相談を入れたりとか、用事がある方もいたので。来れなかった先生のために資料を渡しています。

今回は、教頭会での位置づけで町長から講話という企画で実施したところでした。

(隈部 委員)

先生方からの質疑、質問はあったのか

(松林 学校教育課長)

特にはなかったです。あの場では言いにくいのかなと思いました。校長先生からは、一般の先生はなかなか直接、町長から話を聞く場はないので、新採の先生、町外から来られている先生にも聞いてもらいたいので、夏休みとか、先生たちが出れる時間にしてはどうかという要望もあった。

(戸越 教育長)

一つ補足しておきます。この自主研はもともと教頭会から始まった。なぜ教頭会で自主研かという、管理職試験を目指す教頭先生、あるいは教頭を目指す教員の先生を含めて自主的に公的な場を借りて勉強をする。そこで教育事務所の所長さんの話を聞く等、そういう意味合いが色濃くあって今までは研修してきた。それをもっと校長を含めてそれ以外の教養を高めたり、町のことを勉強したり、広く門徒を開いて、若手から管理職まで呼び掛けて自主的に参加するような趣旨が今年度から始まった。

(徳田 委員)

研修会なので、たまたま町長からの講話になったということ。

(戸越 教育長)

そうです。年度計画で私は一発目に話してくれということで、第一回に話をした。そういうような趣旨だろうということ。

(松林 学校教育課長)

ですので、進行も腹栄中の教頭先生がされまして、主催者としては町の教頭会です、教頭会が学びたい人を呼んで研修をされたということです。

(戸越 教育長)

他にありませんか。なければ、この件につきましては、終わります。

日程番号第 7、報告第 27 号について、事務局から説明をお願いします。

(報告第 27 号 学校教育課長説明)

－ 報告第 27 号については、個人情報の保護の観点から非公開 －

(戸越 教育長)

他にありませんか。なければこの件について終わります。

これで全ての日程を終了します。第 11 回長洲町教育委員会会議を終了します。大変お疲れさまでした。

閉会（午前 12 時 23 分）